

“NMRパイプテクター®” 実証試験に関する覚書



千葉県浦安市（以下「甲」という。）と日本システム企画株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

第1条【目的・定義】

1. 甲及び乙は、互いに協力して浦安市文化会館（以下「本施設」という。）において、赤錆防止・配管延命装置である NMR パイプテクター（以下「本システム」という。）に関する実証評価を行うことを目的とする。
2. 本システムの概要は、次のとおりである。
 - (1) 赤錆による配管劣化を防止し更生すること。
 - (2) 対象の配管の外側から設置し断水を伴わないこと。
 - (3) 設置費用は配管更新に比べ経済的負担が少ないこと。
 - (4) 水と直接接触しないため、安全性が高く衛生的であること。
 - (5) 別途電源やメンテナンスは不要であること。

第2条【実施内容】

本施設において実施する実証試験は、次のとおりとする。

- (1) 本施設において本システムを用いた評価を進めるにあたり、甲は実証試験をする場所を提供する。
- (2) 乙は、評価する本システムを設置し、評価期間中のデータを収集し、評価結果を報告書として甲に提供する。
- (3) 甲は、乙が提案する効果目標を検討し、協議合意した上で、実証試験を行うものとする。
- (4) 実証試験により効果が認められた場合、甲は、本物件への本システムの採用に関し、検討を行うものとする。
- (5) 実証試験の方法及び手順については、別添の採水評価手順書に基づくものとする。

第3条【対象システム】

実証試験に使用する本システムの内容は、次のとおりとする。なお、本システムに不具合が生じた場合は、乙は速やかに補修を行うものとする。

(1) 本システムの構成は、乙が必要と判断した NMR パイプテクターの台数とする。

(2) 本システムの設置場所は、本施設の空調冷温水配管とする。

第4条【期間】

実証試験の期間は、本システムの施工期間を含め、本覚書締結日から平成31年3月31日までとする。

ただし、実証試験期間満了の1ヶ月前までに甲乙協議の上、試験終了、延長等について決定できるものとする。

第5条【本システムの設置・撤去】

本システムの設置及び撤去については、次のとおりとする。

(1) 本システムの実証試験実施にあたり、乙の費用負担のもと本システムを第3条の設置場所に設置するものとする。

(2) 乙は、実証試験終了後、本システムを撤去するものとする。

(3) 乙は、前号の撤去に際して、本システムの設置場所を乙の費用負担で復旧するものとする。なお、復旧に際して具体的な復旧の内容については、別途協議して定めるものとする。

第6条【機密の保持】

(1) 本覚書に関して作成される本システムに関する報告書等の成果物の著作権（著作権法27条及び同法28条に規定する権利を含む）及びその他の著作物は、全て、乙に帰属するものとする。

(2) 甲は、乙の作成した成果物を第三者に開示または公開する場合は、法令に基づく時を除き、事前に乙の承認を得なければならない。この場合において、乙は、正当な理由なく、かかる承認を保留、拒絶又は遅延をしてはならないものとする。

(3) 乙の関係者以外の第三者から甲に対して本システムの見学、調査、撮影、甲へのヒアリングその他本システムに関する依頼があったときは、甲は事前に乙へ連絡し、乙と協議し対応を決定するものとする。

(4) 本施設において、実証試験の成果を乙が公表しようとする場合は、甲の承諾を得るものとする。

第7条【甲の遵守事項・乙の調査】

甲は、乙による本システムの実証試験のため、次の事項を協力するものとする。

- (1) 本システムを日常的に使用すること。
- (2) 本システムの実証試験のため、乙の関係者の本施設への立ち入りに関すること。
- (3) 本システムの正常な機能を担保するため、設置場所への部外者の立ち入りには万全の注意を払うこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本システムの実証試験のために必要な事項に関するここと。

第8条【補修責任】

- (1) 実証試験期間中に本システムの故障及び関連事故等が発生した場合であって、甲が発見した場合は、乙に対して速やかに連絡するものとする。
- (2) 乙は前項の連絡を受けた場合は、速やかに本システムを調査し、乙の費用負担のもと、必要な補修を行うものとする。
- (3) 本システム撤去後に本施設において不具合等が生じた場合は、甲は乙に速やかに連絡し、乙は甲立会いの下、速やかに調査し、その結果を基に甲乙協議し、本システムが原因と認められた場合は、乙が必要な補修を行うものとする。

第9条【使用中止】

- (1) 実証試験期間中において、本システムに不具合が生じる可能性がある場合は、甲乙協議の上、本システムの使用を中止するものとする。
- (2) 実証試験期間中において、本システムを改良、改修する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。なお、この場合の本システムの改良、改修にかかる諸費用は、乙の負担とする。

第10条【中途解約】

- (1) 本システムの実証試験を継続する必要がなくなったとき、その他、本システムの実証試験を継続しない相当な理由が発生したときは、本覚書を解除することができる。なお、その際の復旧は、乙の費用で行う。
- (2) 甲又は乙は、相当な理由により本システムの実証試験を中止することを希望し、甲又は乙が申し出たときは、協議のうえ対応を決定するものとする。

第11条【解除権】

甲又は乙は、相手方が本覚書に基づく作業を完了する見込みがないと明らかに認められる場合等、相手方が本覚書に違反した場合は、本覚書を解除することができる。

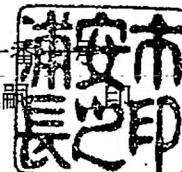
第12条【協議解決】

本覚書に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本覚書の証として、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月12日

甲：千葉県浦安市猫実一丁目一番
浦安市長 内田 悅



乙：東京都渋谷区笹塚二丁目二十一番十
日本システム企画株式会社
代表取締役社長 熊野 活行



